

公立小松大学保健医療学部規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 23 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立小松大学保健医療学部（以下、「本学部」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

(学科)

第 2 条 本学部に、次に掲げる学科を置く。

- (1) 看護学科
- (2) 臨床工学科

(保健師の養成)

第 3 条 看護学科に、保健師の養成のため、保健師養成課程を置く。

- 2 保健師養成課程は、定員を 25 名とし、選択制とする。
- 3 保健師養成課程を選択できる学生は、2 年次後期終了時に希望する学生を対象に実施する試験の成績等により選抜を行う。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、保健師課程の選抜について事項は別に定める。

(教育研究上の目的)

第 4 条 学科における教育研究上の目的は次のとおりとする。

看護学科

病を抱える人や老いを生きる人の心身の痛みに共感できるしなやかで繊細な感性と、人としての深さを併せもち、幅広い領域で求められる看護ケアを的確かつ柔軟に提供できる看護専門職業人を育成する。

臨床工学科

高度化する医療技術と多様な医療環境の中でチーム医療の一員として、より安全で的確な医療技術の持続的提供と、社会に対する幅広い視野をもち、地域における保健医療福祉の活動に貢献できる基本的能力を持つ臨床工学技士および臨床工学教育・研究者を育成する。

(ディプロマ・ポリシー)

第 5 条 学科に係る卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりとする。

看護学科

卒業までに所定の単位を取得し、本学科の養成する人材像の実現に必要な次の知識、能力を修得した者に、学士（看護学）を授与する。具体的な能力は次のとおりである。

- (1) 看護を必要とする対象に望むケアを提供するための基本的知識、技術、態度を有している

- (2) 少子、高齢化、認知症、生活習慣病など今後進行する看護課題について理解している
- (3) 病を抱える人、老いを生きる人の心身の痛みに共感するための感性・教養・倫理観を有している
- (4) 南加賀地域の健康課題を理解し、看護師に求められる素養と役割を理解している
- (5) 様々な段階の看護対象に対し、適切な看護ケアを提供できる専門知識、技術、態度を有している
- (6) 他の医療専門職業人と共同するための協調性、能力を身につけ、地域包括ケアシステム構築に向けて積極的に取り組むことができる
- (7) 看護ケアの課題解決のための具体的な専門知識や能力を有している
- (8) 人種・地域の違いに臆することなく看護の専門性を発揮できる心と意欲を有している

臨床工学科

卒業までに所定の単位を修得し、本学科の養成する人材像に掲げる次の能力を修得した者に、学士（臨床工学）を授与する。

- (1) 医療従事者としての役割を理解し、人の生命と関わることへの責任感と倫理観を有している。
- (2) 臨床工学技士として必要な医学、工学に関する専門基礎知識を有している。
- (3) 臨床工学技士が使用する医療機器の構造と操作・保守・点検の知識と能力を有している。
- (4) 生命維持管理装置の安全で適切な取り扱いに関する知識、能力を有している。
- (5) チーム医療の一員として、他の医療専門職の役割を理解し、協力して患者の視点に立った医療の実践に取り組むことができる。
- (6) 地域医療の現状や課題を的確に把握し、その課題解決に取り組むための知識、思考力を有している。

（授業科目及び単位数等）

第6条 公立小松大学履修規程（平成30年規程第21号）第2条に規定する授業科目の区分のほか、看護学科の保健師養成課程において定める必修科目（保健師必修科目）及び選択必修科目に分ける。

- 2 看護学科及び臨床工学科の授業科目、単位数等及びその他の履修に係る事項は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 3 看護学科及び臨床工学科の履修科目の登録の上限は、年間52単位とする。ただし、この上限を超えて履修を希望する学生がいた場合は、その者の前年のGPA閾値が2.5以上であることを条件として、学部長が教授会に意見を聴き、特に認めた場合に限り、上限を超えて履修することができるものとする。

(授業科目の公示)

第7条 毎学期の授業科目及び担当教員は、学期の始めに公示する。

(臨地実習の履修要件)

第8条 看護学科において、3年次以降の臨地実習を履修するためには、2年次後期までに開講される専門基礎科目及び専門科目の必修科目の全ての単位を取得していなければならない。

2 臨床工学科において、4年次の臨床実習を履修するためには、3年次後期までに開講される専門基礎科目及び専門科目の必修科目の全ての単位を取得していなければならない。

(卒業条件)

第9条 学生は、4年(学則第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあつては、それぞれ第23条又は第33条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第4に定める卒業に必要な単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学をした者、転入学をした者、編入学をした者及び転学部をした者については、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

別表第1（第6条関係）
 共通教育科目の授業科目及び単位数等

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
導入科目	キャリアデザイン・チーム論	1 前	必修	1	必修のすべて8単位を修得すること。
	アカデミック・スキルズ	1 前	必修	1	
	基礎ゼミ	1 後	必修	2	
	情報処理基礎	1 前	必修	2	
	南加賀の歴史と文化	1 後	必修	2	
（一般科目） （人間力）	哲学	1 前	選択	2	選択から6単位以上を修得すること。
	心理学	1 前	選択	2	
	人間の発達と心	1 前	選択	2	
	日本の伝統芸能	1 前	選択	2	
	人文地理学	1 後	選択	2	
	文化人類学	1 後	選択	2	
	医療と文化	1 後	選択	2	
	文章表現法	1 後	選択	2	
（一般科目） （社会力）	日本産業史	1 前	選択	2	選択から4単位以上を修得すること。
	自然資源と環境問題	1 前	選択	2	
	経済学	1 前	選択	2	
	政治学	1 後	選択	2	
	社会学	1 後	選択	2	
	公共政策論	1 後	選択	2	
	社会福祉論	1 後	選択	2	
	日本国憲法	1 後	選択	2	
（一般科目） （科学力）	データ科学と社会	1 後	選択	2	選択から4単位以上を修得すること。
	情報処理応用A	1 後	選択	2	
	情報処理応用B	1 後	選択	2	
	クリティカルシンキング	1 後	選択	2	
	統計学	1 後	選択	2	
	教養としての物理	1 前	選択	2	
	教養としての数学	1 前	選択	2	
	現代科学技術論	1 前	選択	2	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
(健康と体力) 一般科目	健康と体の科学	1 前	選択	2	選択から1単位以上を修得すること。
	スポーツ演習 (バレーボール)	1 前・後	選択	1	
	スポーツ演習 (硬式テニス)	1 前	選択	1	
	スポーツ演習 (フットサル)	1 前・後	選択	1	
	スポーツ演習 (卓球)	1 後	選択	1	
	スポーツ演習 (バドミントン)	1 前・後	選択	1	
英語科目	英語 I a	1 前	必修	2	必修のすべて8単位を修得すること。
	英語 I b	1 前	必修	2	
	英語 II a	1 後	必修	2	
	英語 II b	1 後	必修	2	
	英語 III	1 後	選択	2	
	英会話 I	1 後	選択	2	
	英会話 II	1 後	選択	2	
	実用英語 A	1 前	選択	2	
	実用英語 B	1 後	選択	2	
その他外国語科目	中国語 I	1 前	選択	2	—
	中国語 II	1 後	選択	2	
	韓国語 I	1 前	選択	2	
	韓国語 II	1 後	選択	2	
	フランス語 I	1 前	選択	2	
	フランス語 II	1 後	選択	2	
	ドイツ語 I	1 前	選択	2	
	ドイツ語 II	1 後	選択	2	
	ロシア語 I	1 前	選択	2	
	ロシア語 II	1 後	選択	2	
	スペイン語 I	1 前	選択	2	
	スペイン語 II	1 後	選択	2	

別表第2（第6条関係）
 専門基礎科目の授業科目及び単位数等

看護学科

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
人の身体と心を知る ステージ	解剖学	1 前	必修	2	必修のすべて 13 単位を修得すること
	生理学	1 前	必修	2	
	病理学	1 前	必修	2	
	心の健康とストレスマネジメント論	1 前	必修	1	
	感染免疫学	1 後	必修	2	
	栄養・生化学	1 後	必修	2	
	薬理学	2 前	必修	2	
人の健康問題を考える ステージ	認知症ケア論	1 後	必修	1	必修のすべて 12 単位を修得すること
	老年疾病・治療論	2 前	必修	1	
	公衆衛生学	2 前	必修	1	
	急性疾患論	2 前	必修	1	
	母子疾病・治療論	2 前	必修	2	
	生活習慣病論	2 後	必修	2	
	保健医療福祉法制度論	2 後	必修	2	
	疫学・保健統計学	2 後	必修	2	

臨床工学科

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
医学的基礎	解剖学	1 前	必修	2	必修のすべて9単位及び選択9単位以上を修得すること
	解剖生理学実習	2 前	必修	2	
	生理学	1 前	必修	2	
	生化学	1 前	必修	2	
	チーム医療概論	3 後	選択	1	
	医療関係法規	3 後	選択	1	
	病理学	1 後	選択	2	
	薬理学	2 前	選択	2	
	公衆衛生学	2 前	選択	1	
	医学概論	2 後	必修	1	
	感染免疫学	1 後	選択	2	
理工学的基礎	応用数学	1 後	必修	2	必修のすべて23単位及び選択5単位以上を修得すること
	電気工学Ⅰ	1 後	必修	2	
	電気工学Ⅱ	2 前	必修	2	
	電気工学演習Ⅰ	1 後	選択	1	
	電気工学演習Ⅱ	2 前	選択	1	
	電気工学実習	2 後	必修	2	
	電子工学Ⅰ	2 前	必修	2	
	電子工学Ⅱ	2 後	必修	2	
	電子工学演習Ⅰ	2 前	選択	1	
	電子工学演習Ⅱ	2 後	選択	1	
	電子工学実習	3 前	必修	2	
	医用機械工学	2 後	選択	1	
	情報処理工学	1 後	必修	2	
	プログラミング演習	2 前	必修	1	
	システム工学	2 後	必修	2	
	システム・情報処理実習	3 前	必修	2	
	医用工学概論	2 前	必修	2	

別表第3（第6条関係）
 専門科目の授業科目及び単位数等

看護学科

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
看護とは何かを理解するステージ	市民健康論	1 前	必修	1	必修のすべて 20 単位を修得すること
	看護学概論	1 後	必修	1	
	基礎看護実習 I	1 後	必修	1	
	看護の技基礎コース I (療養上の世話)	2 前	必修	2	
	看護の技基礎コース II (フィジカルアセスメント)	2 前	必修	1	
	看護の技基礎コース III (診療の補助)	2 後	必修	2	
	看護ケア提供論：看護理論と看護過程	2 前	必修	1	
	看護の品格育成論	1 後	必修	2	
	看護倫理	2 前	必修	1	
	基礎看護実習 II	2 後	必修	2	
	精神保健看護学概論	2 前	必修	1	
	精神保健看護ケア提供論	2 前	必修	2	
	精神保健看護演習	2 後	必修	1	
	精神保健看護実習 I	2 後	必修	1	
	精神保健看護実習 II	3 通	必修	1	
看護ケア能力を育てるステージ	老年看護学概論	2 前	必修	1	必修のすべて 32 単位を修得すること
	老年看護ケア提供論	2 前	必修	1	
	老年看護演習 I	2 後	必修	1	
	老年看護演習 II	3 前	必修	1	
	老年看護実習 I	3 通	必修	2	
	老年看護実習 II	3 通	必修	2	
	成人看護学概論	2 前	必修	1	
	成人看護ケア提供論	2 前	必修	2	
	成人看護演習 I	2 後	必修	2	
成人看護演習 II	3 前	必修	1		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
看護ケア能力を育てるステージ	成人看護実習Ⅰ（急性）	3 通	必修	2	必修のすべて32 単位を修得すること
	成人看護実習Ⅱ（慢性）	3 通	必修	2	
	成人看護実習Ⅲ（回復・維持）	3 通	必修	2	
	母性看護学概論	2 前	必修	1	
	母性看護ケア提供論	2 前	必修	1	
	母性看護演習Ⅰ	2 後	必修	1	
	母性看護演習Ⅱ	3 前	必修	1	
	母性看護実習	3 通	必修	2	
	小児看護学概論	2 前	必修	1	
	小児看護ケア提供論	2 前	必修	1	
	小児看護演習Ⅰ	2 後	必修	1	
	小児看護演習Ⅱ	3 前	必修	1	
	小児看護実習Ⅰ	2 後	必修	1	
	小児看護実習Ⅱ	3 通	必修	1	
看護ケア能力を広げるステージ	地域・在宅看護学概論	2 前	必修	1	必修のすべて10 単位を修得すること
	地域・在宅看護ケア提供論	2 後	必修	1	
	地域・在宅看護演習Ⅰ	3 前	必修	2	
	地域・在宅看護演習Ⅱ	3 前	必修	1	
	地域・在宅看護実習	3 通	必修	2	
	看護統合実習	4 前	必修	2	
	公衆衛生看護学概論	2 後	必修	1	
	健康教育論	2 後	必修	1	
	公衆衛生看護方法論Ⅰ（対象別）	3 後	選択※	2	
	公衆衛生看護方法論Ⅱ（公衆衛生看護技術）	3 後	選択※	2	
	公衆衛生看護方法論Ⅲ（学校・産業・災害）	4 前	選択※	2	
	公衆衛生看護方法論Ⅳ（地域看護診断）	4 前	選択※	1	
	公衆衛生看護方法論Ⅴ（健康診査・家庭訪問・健康教育）	4 前	選択※	2	
	公衆衛生看護管理論	4 前	選択※	1	
	疫学・保健統計学演習	3 後	選択※	2	
	保健医療福祉行政論	3 前	選択※	1	
公衆衛生看護実習	4 通	選択※	5		

注：「選択※」は、保健師養成課程における保健師必修科目を示す。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数	
看護の未来を共創するステージ	看護熟練の技	安全・安楽なポジショニングの技	4 前	選択必修	1	選択必修2単位以上を修得すること
		排便ケア	4 前	選択必修	1	
		看護リーダー	4 前	選択必修	1	
		食と看護	4 後	選択必修	1	
		タッチケア・スキル	4 後	選択必修	1	
		ノンテクニカル・スキル	4 後	選択必修	1	
		MMPI 心理検査と看護ケア	4 後	選択必修	1	
	看護未来創出	グローバル感染対策	4 前	選択必修	1	選択必修2単位以上を修得すること
		医療技術の科学的検証	4 前	選択必修	1	
		地域の健康課題と多職種連携	4 前	選択必修	1	
		統合医療	4 後	選択必修	1	
		地域包括ケア	4 後	選択必修	1	
		チーム医療論	4 前	選択必修	2	
		看護と異文化理解	4 通	選択必修	2	
		研究方法論	4 前	必修	2	必修のすべて6単位を修得すること
卒業研究		4 通	必修	4		

臨床工学科

科目区分	授業科目の名称	配当年次	区分	単位数	修得すべき単位数
医工学生体	生体物性工学	2 前	必修	2	必修のすべて3単位及び選択3単位以上を修得すること
	放射線工学	3 後	選択	2	
	医用材料工学	2 後	選択	1	
	計測工学	3 前	必修	1	
医用機器学	医用機器学概論	2 前	必修	2	必修のすべて9単位及び選択3単位以上を修得すること
	医用治療機器学Ⅰ	2 後	必修	2	
	医用治療機器学Ⅱ	3 前	選択	1	
	生体計測装置学Ⅰ	2 後	必修	2	
	生体計測装置学Ⅱ	3 前	選択	1	
	治療機器生体計測学実習	3 後	必修	2	
	臨床支援技術学	3 前	必修	1	
	臨床支援技術学実習	3 後	選択	1	
生体機能代行技術学	呼吸機能代行装置学	2 前	必修	2	必修のすべて16単位及び選択4単位以上を修得すること
	呼吸機能代行装置学実習	2 後	必修	2	
	循環機能代行装置学	2 後	必修	2	
	循環機能代行装置学実習	3 前	必修	2	
	代謝機能代行装置学	2 後	必修	2	
	代謝機能代行装置学実習	3 前	必修	2	
	臨床医学A	3 前	必修	2	
	臨床医学B	3 後	必修	2	
	臨床医学C	3 後	選択	2	
	臨床医学D	3 後	選択	2	
医用安全管理学	医用機器安全管理学	3 前	必修	2	必修のすべて4単位を修得すること
	医用機器安全管理学実習	3 後	必修	2	
総合実践科目	病態神経科学	4 前	選択	1	必修のすべて11単位及び選択2単位以上を修得すること
	リハビリと福祉技術	4 後	選択	1	
	臨床画像工学	4 前	選択	1	
	グローバル感染対策	4 前	選択	1	
	医療技術の科学的検証	4 前	選択	1	
	地域の健康課題と多職種連携	4 前	選択	1	
	地域包括ケア	4 後	選択	1	
	臨床実習	4 通	必修	6	
	臨床実習事前事後演習	4 通	必修	1	
	卒業研究	4 通	必修	4	

別表第4（第9条関係）
卒業に必要な要件

学科	単位数	単位修得に関する要件
看護学科	128単位以上 (保健師養成 課程選択者 は、146単位 以上)	<p>別表第1に定める共通教育科目31単位以上、別表第2に定める専門基礎科目25単位及び別表第3に定める専門科目72単位以上を含む、合計128単位以上を修得しなければならない。ただし、共通教育科目については、別表第1の必修科目の単位すべてを修得しなければならない。専門基礎科目については、別表第2の必修科目の単位すべてを修得しなければならない。専門科目については、別表第3の必修科目の単位すべてと、選択必修科目から4単位以上修得しなければならない。</p> <p>また、保健師養成課程選択者は、以上に加え、別表第3に定める保健師必修科目18単位を修得しなければならない。</p>
臨床工学科	132単位以上	<p>別表第1に定める共通教育科目31単位以上、別表第2に定める専門基礎科目46単位以上、別表第3に定める専門科目55単位以上、合計132単位以上を修得しなければならない。ただし、共通教育科目については、別表第1の必修科目の単位すべてを修得しなければならない。専門基礎科目については、別表第2の必修科目の単位すべてを修得しなければならない。専門科目については、別表第3の必修科目の単位すべてを修得しなければならない。</p>